

●生産性向上設備投資促進税制による先端設備整備の際の優遇税制

公益財団法人畜産近代化リース協会

「生産性向上設備投資促進税制」は、「産業競争力強化法」の施策の一部です。
本税制措置は、青色申告をする個人・法人が先端設備の整備を行う際、優遇税制要件に適合する場合、取得価格の総額を即時償却、若しくは5%相当額の税額控除を、確定申告時に受けることができるというものです(平成26年1月20日から平成29年3月末日まで。なお、平成28年4月1日から平成29年3月末日までの優遇税制措置は、特別償却50%又は税額控除4%相当額となります。)

この優遇税制は、当協会のリース施設(新品に限る。)についても適用されます。

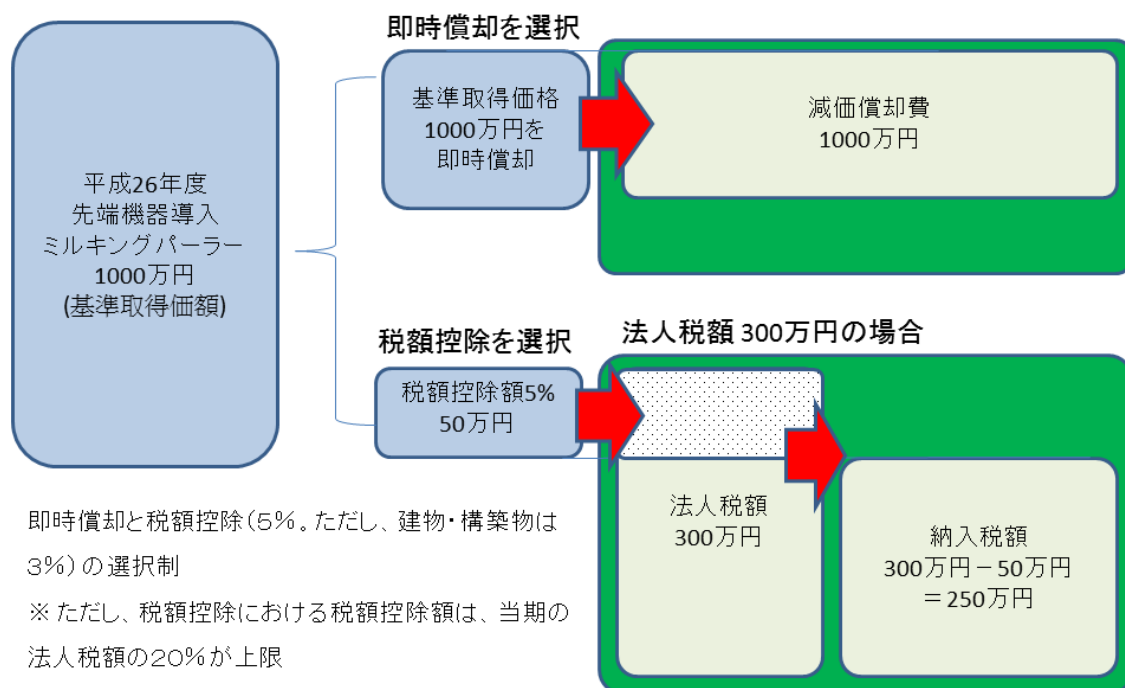
畜産関係先端設備についての優遇税制措置に係る証明書の発行業務は、公益社団法人中央畜産会が行っています。

リース施設の最終借受者(設備ユーザー)は、販売会社※を介して製造メーカー(設備メーカー)へ、若しくは製造メーカーへ直接、証明書の発行を依頼します。

※「販売会社」……リース施設の場合は、当協会ではなく検収及び受渡しを行った販売業者へ依頼してください。

詳細は、公益社団法人 中央畜産会の生産性向上設備投資促進税制のホームページ(http://jlia.lin.gr.jp/tax_seisan/)を、ご覧ください。

【参考】生産性向上設備投資促進税制のメリットの例



※ 出典:公益社団法人 中央畜産会のホームページ(生産性向上設備投資促進税制)から